

## 2 給与関係業務

人事委員会は、職員の適正な給与水準の確保と社会一般の情勢に適応した給与制度の確立を図るため、地方公務員法の関係条項に基づき、民間、国、他の地方公共団体の給与水準や給与制度について調査、分析、研究し、その結果を基に給与報告・勧告などを行うとともに、給与条例等の改正等に対する意見の提出、給与条例等で委任された事項についての規則等の制定などを行っている。

### (1) 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告

地方公務員法第8条第1項第2号の規定に基づき、職員及び県内民間従業員の給与等の実態を調査して、その結果を分析比較するとともに、労働経済情勢に関する各種情報を収集し、また、標準生計費を算出するなど、職員の給与制度の運用及び改善に必要な調査研究を行っている。そして、同法第8条、第14条及び第26条に基づき、これらの結果と国の給与改定の動向等を県議会及び知事に対して報告し、併せて給与の改定措置に関する勧告を行っている。

平成28年度においては、10月12日に報告及び勧告を実施した。その要旨は、次のとおりである。

#### <職員の給与等に関する報告及び勧告の要旨>

##### ① 職員の給与

職員の給与等の実態を把握するため、「平成28年職員給与等実態調査」（4月1日現在）を実施  
(調査対象：69,009人)

##### ② 民間の給与

職員の給与と民間の給与との精確な比較を行うため、「平成28年職種別民間給与実態調査」を実施し、4月分の県内民間従業員の給与等の実態を把握  
(調査対象：企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の事業所3,017事業所のうち679事業所)  
注：679事業所のうち調査完了事業所は566事業所（調査実人員は40,778人）

##### ③ 職員の給与と民間の給与との比較（公民較差）

(A) 職員の給与（行政職員）	400,853円
(B) 民間従業員の給与（事務・技術関係職種）	401,637円
較差 (B) - (A)	784円
	(0.20%)

注：民間従業員の給与は、「きまって支給する給与」から時間外手当及び通勤手当を除いたものであり、職員の給与もこれに相当するもの。

##### ④ 本委員会の見解

###### ア 本年の給与改定

###### (i) 月例給

###### a 給料表

初任給を中心とした若年層に重点を置きながら、給料表全体を引上げ

###### b 地域手当

公民較差の解消及び給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、支給割合を0.1%引き上げて11.6%に改定

###### (ii) 期末手当・勤勉手当（ボーナス）

支給月数を0.10月分引き上げて勤勉手当に配分

勤勉手当の支給月数は6月期及び12月期が均等になることが基本であるが、今年度は任命権者が配分を検討し決定

###### (iii) 実施時期

平成28年4月1日に遡及して実施（ただし、期末手当・勤勉手当については、今年度にあっては(i)により任命

権者が定める配分に応じた日、平成29年度以降にあっては平成29年4月1日から実施

イ 給与制度の総合的見直し

平成27年4月から実施している見直しの一環として、平成29年4月1日から、地域手当の支給割合を0.2%引き上げて11.8%に改定

ウ 扶養手当の見直し

民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、適切な見直しを行うことが必要

- ・ 配偶者に係る手当額については、人事院が配偶者を特別の取扱いとせず、他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額するなどとした見直しの趣旨や内容を十分に踏まえることが必要
- ・ 子に係る手当額については、人事院が配偶者に係る手当額の減額によって生ずる原資を用いて引上げを行うなどとした趣旨を踏まえるとともに、職員に占める受給者の割合や扶養親族の構成等を考慮することが必要

なお、一定以上の給与水準にある職員については、人事院が子以外の扶養親族に係る扶養手当を支給しないなどの見直しを行っているが、この点については、扶養手当の制度の趣旨等を考慮して検討することが必要

エ その他の給与上の課題

(7) 教育職員の管理職手当

学校の管理職の職務が多様化し、担うべき職責が重くなってきていることから、校長の管理職手当については、所属長としての職務・職責を勘案した見直しが適当。同様に、校長を補佐する副校長・教頭についても、管理職としての職務・職責の変化を勘案した見直しが適当

(8) 再任用教諭の給与

フルタイムで勤務する再任用教諭の職務・職責が変化中、職務や担うべき職責をより適切に給与に反映していくことが必要

オ 公務運営

(7) 人材の確保・育成

a 多彩な人材の確保 b 人材育成 c 女性職員の活躍促進

(8) 柔軟で多様な働き方の実現と勤務環境の整備

a 総実勤務時間の短縮 b 子育て・介護を行う職員の支援  
c フレックスタイム制及びテレワークの導入 d 健康管理対策の推進  
e 職場におけるハラスメントの防止 f 非常勤職員の勤務環境の整備

(9) 高齢層職員をめぐる状況（雇用と年金の接続）

⑤ 勧告（全文）

本委員会は、職員の給与について、報告において述べた事柄に十分留意して、次の措置をとられるよう勧告します。

1 本年の給与改定について

平成28年4月の職員の給与と民間従業員の給与の較差を解消するため、次の措置をとること。

(1) 給料表

ア 職員の給与に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）及び学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）（以下「給与条例」という。）に規定する給料表を別記第1（略）のとおり改定すること。

イ 任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号）に規定する給料表を別記第2（略）のとおり改定すること。

ウ 任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号）に規定する給料表を別記第3（略）のとおり改定すること。

(2) 地域手当の支給割合を100分の11.6とすること。

(3) 期末手当及び勤勉手当

ア 平成28年度の支給月数

(7) 給与条例の適用を受ける職員（特定幹部職員を除く。）については、年間に支給される勤勉手当の支給月数を1.7月（再任用職員にあっては、0.8月）とすること。

(8) 給与条例の適用を受ける職員のうち特定幹部職員については、年間に支給される勤勉手当の支給月数を2.1

月（再任用職員にあつては、1.0月）とすること。

(f) 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員については、年間に支給される期末手当の支給月数を3.25月とすること。

(g) (f)から(f)までの支給月数の改定にあつては、年間で引き上げる支給月数の6月期及び12月期への配分は、任命権者の定めるところによること。

イ 平成29年6月期以降の支給月数

(f) 給与条例の適用を受ける職員（特定幹部職員を除く。）については、6月期及び12月期に支給される勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.85月（再任用職員にあつては、それぞれ0.4月）とすること。

(g) 給与条例の適用を受ける職員のうち特定幹部職員については、6月期及び12月期に支給される勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.05月（再任用職員にあつては、それぞれ0.5月）とすること。

(h) 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員については、6月期及び12月期に支給される期末手当の支給月数をそれぞれ1.625月とすること。

2 給与制度の総合的見直しについて

地域手当の支給割合を100分の11.8とすること。

3 扶養手当について

扶養手当については、報告において述べた配偶者及び子に係る手当額の見直し等の内容を考慮して改定すること。

4 教育職員の管理職手当について

教育職員の管理職手当については、職務・職責に応じた見直しを行うこと。

5 改定の実施時期

上記1 (f) 及び (g) の措置は平成28年4月1日から、1 (h) アの措置は同(f)により任命権者が定める配分に応じた日から、1 (h) イ及び2から4までの措置は平成29年4月1日から実施すること。

(2) 給与改定の概要

平成28年10月12日に行った職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告の趣旨等に沿って、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例等が、平成29年第1回県議会定例会に平成29年2月13日提案、同年3月22日及び24日可決、同月28日及び31日公布された。

(概要)

① 平成28年度給与改定

ア 給料表の改定(平成28年4月1日適用)

本委員会の勧告どおり、給料表を引上げ改定

イ 勤勉手当の改正

平成28年12月期に支給する勤勉手当の支給月数(平成28年12月1日適用)

[一般の職員] 一般職員 0.90月(従前 0.80月) 特定幹部職員 1.10月(従前 1.00月)

[大学学長等] 0.975月(従前 0.875月)

[再任用職員] 一般職員 0.425月(従前 0.375月) 特定幹部職員 0.525月(従前 0.475月)

ウ 地域手当の支給割合の改正(平成28年4月1日適用)

平成28年度の地域手当の支給割合 11.6%(従前 11.5%)

② 平成29年度給与改定(平成29年4月1日施行)

ア 勤勉手当の改正

平成29年度以降に支給する勤勉手当の支給月数

[一般の職員] 一般職員 0.85月(従前 0.90月) 特定幹部職員 1.05月(従前 1.10月)

[大学学長等] 0.925月(従前 0.975月)

[再任用職員] 一般職員 0.40月(従前 0.425月) 特定幹部職員 0.50月(従前 0.525月)

イ 地域手当の支給割合の改正

平成29年度の地域手当の支給割合 11.8%(従前 11.6%)

ウ 扶養手当の改正

配偶者 7,400円(従前 14,800円)

子 1人当たり10,200円~15,200円(従前 7,000円~12,500円)

父母等 7,000円(従前 7,000円~12,500円)

配偶者及び父母等に係る手当額は、行(1)9級相当職以上は不支給、行(1)8級相当職は減額して支給

注：平成29年度から平成31年度まで経過措置あり

		年度					
		現行	29年度	30年度	31年度	32年度以降 (完成)	
扶養親族	配偶者				→	7,400	
	行(1)7級以下				→	7,400	
	行(1)8級	14,800	11,100	7,400	3,700	3,700	
	行(1)9級以上				3,700	不支給	
子	配偶者がいない場合このうち1人	12,500	13,900	15,200	→	15,200	
	扶養親族でない配偶者がある場合このうち1人	7,800	9,000	10,200	→	10,200	
	上記以外の子	1人目			10,200	→	10,200
		2人目	7,000	8,600	11,000	→	11,000
		3人目			12,000	→	12,000
		特定期間の子(加算額)	7,000	7,000	7,000	→	7,000
父母等	配偶者がいない場合このうち1人	12,500	9,800		→	7,000	
	扶養親族でない配偶者がある場合このうち1人	7,800	7,400		→	7,000	
	上記以外の扶養親族	行(1)7級以下			7,000		
		行(1)8級	7,000	7,000		3,500	3,500
		行(1)9級以上				3,500	不支給

エ 給料の調整額の廃止・特殊勤務手当の種類の追加等

(7) 給料の調整額の廃止

(イ) (7)に伴う特殊勤務手当の種類の追加（5手当）及び支給対象・手当額の追加（4手当）

(ウ) 給料の調整額の廃止に伴う経過措置

給料の調整額の廃止に伴い減額となる退職手当について、平成33年3月31日まで経過措置を実施

(3) 条例案に対する意見の提出

平成28年度において、職員の給与に関する条例等の改正に当たり、地方公務員法第5条第2項の規定による県議会からの求めに応じて、同法第8条第1項第3号の規定により、次のとおり意見を申し出た。

＜ 条例案に対する意見の提出状況 ＞

意見提出 年月日	条 例 案	意 見 の 内 容
28. 12. 8	<p>職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（定県第140号議案）</p> <p>職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（定県第141号議案）</p>	<p>この条例案は、雇用保険法の一部改正により、雇用保険の適用が拡大されたこと及び就職促進給付が拡充されたことに伴い、所要の改正を行うものであり、異議ありません。</p> <p>この条例案は、旅行雑費について職員の公務のための旅行実態に即したものとし、また、遺族旅費の支給順位について父母を同順位とするため、所要の改正を行うものであり、異議ありません。</p>
29. 2. 23	<p>職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例（定県第30号議案）</p> <p>職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（定県第32号議案）</p> <p>職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（定県第165号議案）</p> <p>学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（定県第166号議案）</p> <p>任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（定県第167号議案）</p>	<p>この条例案は、職員の給料の調整額を廃止し、その勤務の特殊性に応じた新たな特殊勤務手当として支給するために所要の改正を行うものであり、異議ありません。</p> <p>この条例案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う育児休業等の対象となる子の範囲の拡大等の改正を行うとともに、育児休業をした期間に係る退職手当の算定について所要の改正を行うものであり、異議ありません。</p> <p>この条例案は、本委員会が行った職員の給与等に関する報告及び勧告を勘案し、給料表等について所要の改正を行うものであり、異議ありません。</p> <p>この条例案は、本委員会が行った職員の給与等に関する報告及び勧告を勘案し、給料表等について所要の改正を行うとともに、市町村立学校職員給与負担法の一部改正に伴い所要の改正を行うものであり、異議ありません。</p> <p>この条例案は、本委員会が行った職員の給与等に関する報告及び勧告を勘案し、給料表等について所要の改正を行うものであり、異議ありません。</p>

(4) 人事委員会規則及び運用通知の制定改廃

地方公務員法第8条第5項に基づき、平成28年度中に公布された給与関係の規則は26件で、その内訳は、一部改正25件、廃止1件である。

給与関連の条例、規則の施行に当たり、その適切な運用を図り、細目的な解釈及び取扱いを規定するために条例、規則の運用について通知したものは18件である。

これらの規則及び運用通知の概要は、次のとおりである。

< 規 則 関 係 >

公布年月日	番号	適用年月日	規則の制定又は改廃の概要
28. 12. 27	47	29. 1. 1	職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
28. 12. 27	48	29. 1. 1	学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
28. 12. 27	49	29. 1. 1	職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
28. 12. 27	50	29. 1. 1	学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 庶務事務システムの導入により、各手当に係る実績簿及び整理簿に記入する事項が、電磁的方法により記録することが可能となるため、当該記録をもってそれぞれ実績簿又は整理簿に代えることができる旨を各規則に追加した。
29. 3. 28	1	29. 4. 1	学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 平成29年4月1日に、横浜市、川崎市及び相模原市の県費負担教職員の給与負担が各市に移譲されることに伴い、政令市の教育委員会が人事委員会の承認を得ようとする場合の特例に関して規定する第13条を削除した。
29. 3. 28	2	29. 4. 1	職員の扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 子以外の扶養親族に係る手当の改定に伴い、行政職給料表(1)以外の給料表について、手当を不支給とする行政職給料表(1)9級以上及び減額して支給する行政職給料表(1)8級に相当する級を規定した。 また、行政職給料表(1)8級以上の職員について、子以外の扶養親族に係る扶養手当を段階的に減額又は不支給とすることに伴い、平成29年度から平成31年度までの間における経過措置を附則に規定した。
29. 3. 28	3	28. 12. 1	職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
29. 3. 28	4	28. 12. 1	学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 勤勉手当の成績率の上限について平成28年12月期の割合を引き上げるため、成績率の上限を定める第14条を改正した。
29. 3. 28	5	28. 4. 1	職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則
29. 3. 28	6	28. 4. 1	学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則 ア 給料表の改定に伴い、昇格後及び降格後の号給の一部を変更する必要があるため、別表第7の「昇格時号給対応表」及び別表第7の2の「降格時号給対応表」を改正した。 イ 平成28年度の昇格者のうち、アの改正により昇格後の号給が改正前の号給に達しない職員について、改正による不均衡の発生を防止するため、附則に経過措置を規定した。 (7) 平成28年4月1日から施行日の前日までの間に昇格した職員のうち、改正後の昇格時号給対応表による号給が、改正前の昇格時号給対応表による号給に達しない職員の昇格時の号給については、改正前の昇格時号給対応表による号給とした(附則第2項)。

			(イ) 施行日から平成29年3月31日までの間に昇格した職員のうち、(7)との均衡上必要があると認められる職員の昇格時の号給については、改正前の昇格時号給対応表による号給とすることができることとした（附則第3項）。
29. 3. 28	7	29. 4. 1	<p><b>職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則</b></p> <p>住居手当が支給されない職員について、給与条例に定める扶養手当の規定を引用しているため、扶養手当制度の見直しにより給与条例が改正されることに伴い、平成29年度から平成31年度までの間における住居手当の支給対象外となる職員に係る経過措置を附則に規定した。</p>
29. 3. 28	8	28. 4. 1	<p><b>教育職員の給料月額に加算に関する規則の一部を改正する規則</b></p> <p>給料表の改定に伴い、教育職給料表4級（副校長・教頭）に昇格した者に対して支給される教職加算額を引き上げるため、第2条の加算額を改正した。</p>
29. 3. 28	9	28. 4. 1	<p><b>職員の退職手当に関する条例の規定に基づき任命権者が行う意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則</b></p> <p>平成29年4月1日に、横浜市、川崎市及び相模原市の県費負担教職員の給与負担が各市に移譲されることに伴い、退職手当の支給制限等の処分に係る意見聴取の審理を公開する場合の公示方法を規定する第5条第2項のうち政令市に関する部分を削除した。</p>
29. 3. 28	10	28. 4. 1	<p><b>職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則</b></p>
29. 3. 28	11	28. 4. 1	<p><b>学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則</b></p> <p>平成27年4月から実施している給与制度の総合的見直しに伴う経過措置（現給保障）について、給料表を平成28年4月1日に遡及して改定することに伴い、平成28年4月1日から施行日の前日までの間に降格又は降号をした職員に係る現給保障額について、遡及改定前の給料表に基づき算定するよう特例を規定した。</p>
29. 3. 31	14	29. 4. 1	<p><b>職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則</b></p> <p>ア 平成29年4月1日に、横浜市、川崎市及び相模原市の県費負担教職員の給与負担が各市に移譲されることに伴い、退職手当の支給制限等の処分に関して人事委員会の意見を聴く場合の手続について、政令市に関して規定する第10条第2項及び第3項を削除した。また、様式（第9号様式を除く。）中、政令市に関する記載を削除した。</p> <p>イ 退職手当の調整額から除算する休職月等の計算における育児休業期間の算定について、職員が2回目以降に育児休業を取得する場合には、当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に係る除算の割合を4分の1から6分の1に、それ以降の期間に係る除算の割合を2分の1から4分の1とするため、除算の割合を定める第4条の2を改正した。</p>



29. 3. 31	15	29. 4. 1	<p>職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則 平成 29 年 4 月の組織再編に伴い、関係規定を改正した。</p>
29. 3. 31	16	29. 4. 1	<p>職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則</p>
29. 3. 31	17	29. 4. 1	<p>学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>ア 給料の調整額が廃止され、新たな特殊勤務手当が支給されることに伴い、次の手当に係る規定を新設又は改正した。また、月額支給される手当が新設されることに伴い、支給方法を改正した。</p> <p>&lt;職員の特殊勤務手当に関する規則関係&gt;</p> <p>(ア) 保健福祉業務等従事手当 保健福祉事務所に勤務する診療放射線技師又は診療エックス線技師が総合療育相談センターで放射線撮影の業務に従事した場合の手当額を追加した。</p> <p>(イ) 社会福祉施設等業務手当 社会福祉施設等に勤務する職員が従事する業務のうち支給対象となる業務及び手当額を規定した。</p> <p>(ロ) 病理細菌検査手当 衛生研究所に勤務する職員が病理細菌検査業務に従事した場合の手当額を規定した。</p> <p>(ハ) 家畜等取扱手当 動物保護センターに勤務する職員が野犬等の捕獲の業務に従事した場合の手当額を追加した。</p> <p>食肉衛生検査所に勤務する職員がと畜検査に関する業務に、又は動物保護センターに勤務する職員が捕獲した野犬等の飼養管理の業務にそれぞれ従事した場合の手当額を規定した。</p> <p>(ニ) 航海業務手当 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶（乗組員が当該船舶内に居住することを常態とする船舶に限る。）に乗り組む職員が航海業務に従事した場合の手当額を規定した。</p> <p>(ホ) 警察業務手当 銃器等使用犯罪現場における犯人の逮捕及び人質の救出の業務に従事した場合の手当額を追加した。</p> <p>(ヘ) 航空手当 航空機の操縦業務に常時従事する職員に係る手当額を追加した。</p> <p>&lt;学校職員の特殊勤務手当に関する規則関係&gt;</p> <p>(ア) 特別支援学校教員業務手当 特別支援学校において教育に直接従事することを本務とする教育職員の手当額を規定した。</p> <p>(イ) 練習船等航海業務手当 海洋科学高等学校に勤務する職員が練習船等で行う航海業務に従事した場合の手当額を規定した。</p> <p>イ 平成 29 年 4 月の組織再編に伴い、関係規定を改正した。（職員のみ）</p>
29. 3. 31	20	29. 4. 1	<p>職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 平成 29 年 4 月の組織再編に伴い、関係規定を改正した。</p>

29. 3. 31	21	29. 4. 1	職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
29. 3. 31	22	29. 4. 1	<p>学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>ア 平成 29 年 4 月 1 日から新設される介護時間により勤務しなかった期間が 30 日を超える場合に、その勤務しなかった全期間を勤勉手当の勤務期間から除算するため、勤勉手当に係る勤務期間を定める第 12 条を改正した。</p> <p>あわせて、介護時間の取扱いとの均衡を考慮して、部分休業についても同じ取扱いとなるよう同条を改正した。</p> <p>イ 勤勉手当の成績率の上限について平成 29 年度以降の 6 月期と 12 月期の割合を均等にするため、成績率の上限を定める第 14 条を改正した。</p> <p>ウ 平成 29 年 4 月 1 日に、横浜市、川崎市及び相模原市の県費負担教職員の給与負担が各市に移譲されることに伴い、読替規定を定める第 17 条を削除した。(学校職員のみ)</p>
29. 3. 31	23	29. 4. 1	職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則
29. 3. 31	24	29. 4. 1	<p>学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>ア 平成 28 年 4 月の地方公務員法改正により、任命権者が「標準的な職」「標準職務遂行能力」を定めることとなったことに伴い、級別基準職務表等において明確に区分されていない職について職務の級を決定又は変更しようとする場合の人事委員会の承認について定める第 3 条第 2 項を削除した。</p> <p>イ 平成 29 年 4 月 1 日に、横浜市、川崎市及び相模原市の県費負担教職員の給与負担が各市に移譲されることに伴い、政令市の教育委員会が人事委員会の承認を得ようとする場合の特例に関して定めた第 47 条を削除した。(学校職員のみ)</p> <p>ウ 警察の指揮体制の強化等に向けた職の見直しにより、主任の職が新設されることに伴い、別表第 1 の 3 (公安職給料表級別職務分類表) の 4 級に主任の職を規定した。(職員のみ)</p> <p>エ 育児・介護を行う職員の給与上の取扱いの均衡を図るため、勤務しなかった期間を引き続き勤務したものとみなすことができるよう、復職時等の号給の調整における休職期間等の換算率について定める別表第 8 の介護休暇により勤務しない期間がある場合の換算率を「2 分の 1 以下」から「3 分の 3 以下」に改正した。</p>
29. 3. 31	25	29. 3. 31	<p>失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則</p> <p>雇用保険法の改正により拡充された「求職活動支援費」に相当する退職手当が、職員の退職手当に関する条例の改正により、支給されることとなったことに伴い、この給付に係る支給手続を定める第 19 条を改正した。また、規則で定める様式を通知で定める様式とするため、関係規定を整理した。</p>
29. 3. 31	27	29. 4. 1	<p>学校職員のへき地手当に関する規則等を廃止する規則</p> <p>次の 3 規則について、廃止した。</p> <p>ア 学校職員のへき地手当に関する規則</p> <p>相模原市の県費負担教職員の給与負担の移譲に伴い、へき地手当の支給対象となる学校*が無くなるため、当該規則を廃止した。</p> <p>* 相模原市立青根中学校及び同市立青根小学校</p> <p>イ 職員の給料の調整額に関する規則</p> <p>ウ 学校職員の給料の調整額に関する規則</p> <p>給料の調整額を廃止し、新たに特殊勤務手当として支給することとしたため、当該規則を廃止した。</p>

< 運用通知関係 >

通知年月日	番号	適用年月日	運用通知の制定又は改廃の概要
28. 12. 27	151	29. 1. 1	職員の扶養手当の支給に関する規則の運用についての一部改正
28. 12. 27	152	29. 1. 1	学校職員の扶養手当の支給に関する規則の運用についての一部改正
28. 12. 27	153	29. 1. 1	職員の住居手当の運用についての一部改正
28. 12. 27	154	29. 1. 1	学校職員の住居手当の運用についての一部改正
28. 12. 27	155	29. 1. 1	職員の通勤手当に関する規則の運用についての一部改正
28. 12. 27	156	29. 1. 1	学校職員の通勤手当に関する規則の運用についての一部改正
28. 12. 27	157	29. 1. 1	職員の単身赴任手当の運用についての一部改正
28. 12. 27	158	29. 1. 1	学校職員の単身赴任手当の運用についての一部改正 庶務事務システムの導入に伴い、人事給与システムにより電子計算機を用いて届出等を行った場合の取扱いについて定める規定について、整備した。
29. 3. 31	210	29. 3. 31	失業者の退職手当の支給等に関する様式について 失業者の退職手当支給規則で定めていた様式を通知で定めた。
29. 3. 31	211	29. 4. 1	職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の運用についての一部改正
29. 3. 31	212	29. 4. 1	学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の運用についての一部改正 ア 職員（学校職員）の初任給、昇格、昇給等に関する規則第3条第2項を削除したことに伴い、第3条第2項の運用について定める第3条関係及び第1号様式を削除した。 イ 神奈川県産業技術センターの地方独立行政法人化に伴い、人事交流等により異動した際に部内職員との均衡を考慮して号給を決定する特例の対象である「その他人事委員会が前各号に掲げる者に準ずると認める者」を定める第16条関係第2項に「地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所に勤務する者」を加えた。 ウ 昇給の勤務成績判定期間において、新たに創設される介護時間の承認を受けて勤務しなかった場合を「勤務していない日数」として取り扱わないこととするため、「勤務していない日数」から除く事由を定める第35条関係第4項に介護時間を追加し、あわせて、育児休業及び介護休暇も同様の取扱いとするよう規定を改正した。 エ 平成29年4月1日に、横浜市、川崎市及び相模原市の県費負担教職員の給与負担が各市に移譲されることに伴い、第35条関係第9項について所要の改正を行った。（学校職員のみ） オ 独立行政法人大学評価・学位授与機構法及び国立研究開発法人水産総合研究センター法の一部改正により独立行政法人の統合が行われたことに伴い、修学年数調整表関係及び別表「学歴免許等資格区分表 1 甲表」について所要の改正を行った。 また、引用規定の号ずれ等に伴い、規定を整備した。 カ 関係規定を整理するため、所要の改正を行った（第8条関係（職員のみ）、第19条関係、第22条関係、第40条関係、申請書の様式関係、級別資格基準表関係（職員のみ）、学歴免許等資格区分表関係、経験年数換算表関係、休職期間等換算表関係及び第2号様式（改正後第1号様式））
29. 3. 31	213	29. 4. 1	職員の扶養手当の支給に関する規則の運用についての一部改正
29. 3. 31	214	29. 4. 1	学校職員の扶養手当の支給に関する規則の運用についての一部改正 給与条例（学校給与条例）の一部改正により号ずれ等が生じるため、同条例の引用規定を整理した。

29. 3. 31	215	29. 4. 1	<p><b>学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給についての一部改正</b></p> <p>平成 29 年 4 月 1 日に、横浜市、川崎市及び相模原市の県費負担教職員の給与負担が各市に移譲されることに伴い、第 1 号様式について所要の改正を行った。また、その他規定の整理を行った。</p>
29. 3. 31	216	29. 4. 1	<p><b>職員の特殊勤務手当に関する規則の運用についての一部改正</b></p> <p>ア 平成 29 年 4 月の組織再編に伴い、有害毒薬物等取扱手当関係について所要の改正を行った。</p> <p>イ 職員の特殊勤務手当に関する規則の改正による条ずれ等に対応するため、規定を整理した。(教務手当関係、警察業務手当関係、航空手当関係、支給方法等関係)</p>
29. 3. 31	217	29. 4. 1	<p><b>学校職員の特殊勤務手当に関する規則の運用についての一部改正</b></p> <p>ア 練習船等航海業務手当が新設されることに伴い、学校職員の給与等に関する条例第 13 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する船舶の指定等について定める「練習船等航海業務手当関係」を追加した。</p> <p>イ 月額で支給する特別支援学校教員業務手当が新設されることに伴い、月額の特殊勤務手当を日割計算する場合の取扱い等について定める「支給方法等関係」を追加した。</p>
29. 3. 31	218	29. 4. 1	<p><b>学校職員の給料の支給等に関する規則の運用についての一部改正</b></p> <p>給料の調整額が廃止されることに伴い、給料の支給額に異動が生じた場合に含まれる事例を列挙した第 1 号から「給料の調整額に異動があった場合」を削除した。</p>
29. 3. 31	219	29. 3. 31	<p><b>学校職員のへき地手当の運用についての廃止</b></p> <p>平成 29 年 4 月 1 日に、相模原市の県費負担教職員の給与負担が同市に移譲されることに伴い、へき地手当の支給となる学校が無くなることから、標記の運用通知を廃止した。</p>

(5) 基準承認及び個別承認

人事委員会規則に基づき、人事委員会の承認、指定又は別に定めることとされている事項の運用については、一括した基準として承認する方法と個々に承認等をする方法とによって行っている。

平成28年度における基準承認及び個別承認の件数は、次のとおりである。

① 基準承認（一部改正、指定等を含む。）

- ア 初任給規則等関係 2件
- イ 手当関係 3件

② 個別承認

ア 給与承認

(職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則又は学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則に基づく承認)

	知 事		警 察		教 委		そ の 他		合 計	
	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人
初任給10～18条関係	21	94	9	38	4	91	0	0	34	223
昇格等19～23条関係	1	88	5	260	1	22	2	3	9	373
表異動24～27条関係	6	58	2	3	0	0	0	0	8	61
その他37～46条関係	2	10	1	1	0	0	0	0	3	11
合 計	30	250	17	302	5	113	2	3	54	668

(職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則又は学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則に基づく承認)

2件 5人

イ 在勤基本手当等の号の承認

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則第5条第4項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する規則第5条第4項)

1件 2人